

## 警報・注意報発表時の対応

児童および保護者の不安を防止し安全を守るため、あらかじめ台風、地震時等における児童の登校及び下校の「防災応急対策計画」を学校ごとに作成し、平素からの計画を、児童生徒・保護者に徹底しておく。

### 災害時の対応について

- 災害発生時、または発生する恐れがある場合、校長は気象情報や被害状況、交通機関及び通学路の状況等を把握・判断し、「危機管理マニュアル」をもとに休業や授業の中止を決定する。その際には、ブロック内または中学校区内で協議し、統一を図る必要がある。
- 事前に大きな被害が予測されるような場合は、各学校の危機管理マニュアルによらず市内一斉休校などを市教委が判断する場合もある。
- 50「豊橋ほっとメール」は、大雨が災害をもたらす恐れがある場合に発令される警報や警戒レベル、避難行動などの各指示について校区単位で表示される。4役は登録し、非常時の判断に活用する。

### 1 児童登校前に、豊橋市に次の警報が発表されている場合

- (1) 「暴風(雪)警報」
  - ① 午前6時までに解除されたときは、平常通り（8時20分より）授業を行う。
  - ② 午前6時を過ぎても解除されないときは、当日は授業を行わない。
- (2) 大雨による「洪水(河川氾濫)・土砂災害・高潮」の恐れがあり、**警戒レベル3**(「高齢者等避難」)が発令されている場合……「洪水警報」など、何かしら出ている。
  - ① 通学路の状況等により、授業の有無、授業開始時刻を決定する。原則として、平常どおり授業を行う。
  - ② 状況によって、登校が危険と思われるときは、登校以前に授業の有無を決定し、学校より学校連絡アプリで各家庭に連絡する。
  - ③ 必要に応じて、中学校区内の小中学校で連携をとる。
  - ④ 地方気象台情報で大雨による被害の可能性について予測された場合（例：早期注意情報で「警報の可能性が『中』以上」）には、前日までに市教委が臨時休校を判断することもある。
  - ⑤ 保護者が子どもの安全を考え登校を見合わせると判断した場合、校長が合理的な理由と認めたくえで欠席扱いにはしない。
- (3) 大雨による「洪水(河川氾濫)・土砂災害・高潮」の恐れがあり、**警戒レベル4**(「避難指示」)が発令されている場合
  - ① 午前6時00分を過ぎても解除されないときは、当日授業を行わない(臨時休校)。
  - ② 地方気象台情報で大雨による被害の可能性について予測された場合（例：早期注意情報で「警報の可能性が『中』以上」）には、前日までに市教委が臨時休校を判断することもある。

## 2 児童登校後に、豊橋市に次の警報が発表された場合

- (1) 「暴風・暴風雪警報」発表の場合
  - ① 台風の中心位置、進行速度及び方向、気象状況等より判断し、全児童生徒を安全に帰宅させようと判断したときは、当日の授業を中止してすみやかに下校させる。
  - ② 通学路が危険と認められるときや通学距離などにより帰宅が困難と認められるときは、当該児童生徒の安全を校内において確保する。学校に残した児童生徒は、校内の最も安全な場所に集め、その旨を家庭に連絡する。
- (2) 大雨による「洪水(河川氾濫)・土砂災害・高潮」の恐れがあり、**警戒レベル3**(「高齢者等避難」)が発令された場合……「大雨警報(土砂災害)」「洪水警報」など、何かしら出ている。
  - ① 気象状況を把握するとともに、交通機関および通学路の状況などから判断し、授業の継続または中止を決定する。
  - ② 状況の悪化が見込まれるときは直ちに授業を中止し、以下の避難行動に移る。
    - a 児童生徒を校内に留めおき、安全を確保する。
    - b 「引き取り下校」や「集団下校」など、下校の方法について中学校区内の小中学校で連携をとり、学校連絡アプリで配信し保護者に知らせる。
- (3) 大雨による「洪水(河川氾濫)・土砂災害・高潮」の恐れがあり、**警戒レベル4**(「避難指示」)が発令された場合
  - ① 直ちに授業を中止し、以下の避難行動に移る。
    - a 児童生徒を校内に留めおき、安全を確保する。
    - b 「引き取り下校」や「集団下校」など、下校の方法について中学校区内の小中学校で連携をとり、学校連絡アプリで配信し保護者に知らせる。

## 2 特別警報

- (1) 登校前に「大雨」「暴風」「波浪」「高潮」「暴風雪」「大雪」等の特別警報が発表された場合
  - ① 登校させない。
  - ② 特別警報解除後も、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童を安全に登校させようと判断できるまでは登校させない。
  - ③ 必要に応じて中学校区内の小中学校と連携をとる。
- (2) 登校後に「大雨」「暴風」「波浪」「高潮」「暴風雪」「大雪」等の特別警報が発表された場合
  - ① 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集並びに 児童の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行う。
    - ・校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童を安全に下校させようと判断できるまでは下校させない。下校ができると判断できた時点で、学校連絡アプリで引き取りの連絡をする。【全員：引き取り下校】